

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2021-2	指定年月日・指定番号	令和3年6月10日 形-22号	所在地	地番：長崎市尾上町1番1の一部	
調製・訂正年月日	令和3年6月10日調製、令和4年7月22日訂正、令和4年11月11日訂正、令和5年5月18日訂正					
形質変更時要届出区域の概況	鉄道による運送の用に供する土地の跡地			面積	1,800㎡	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨	鉄道による運送の用に供する土地の跡地を自主的に調査したところ、鉛及びその化合物が3単位区画等で土壌含有量基準を、砒素及びその化合物が7単位区画で土壌溶出量基準を超過したもの。その後、砒素及びその化合物が土壌溶出量基準に不適合の土壌の掘削及び埋め戻し、鉛及びその化合物が土壌含有量基準に不適合の土壌の掘削及び入換えに伴う指定の申請により、指定を追加した。					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類	/					
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由	鉄道による運送の用に供する土地の跡地を、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画29区画を、土壌汚染が存在するおそれが少ない土地として30m格子等5地点均等混合方式による25区画を選定し調査した。					
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置	区域の一部において基準不適合土壌の掘削による除去及び土壌入換えの措置が講じられた。					
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨	/					
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和3年5月28日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)トーニチコンサルタント
	令和3年5月28日	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		(株)トーニチコンサルタント
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		

	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
土地の形質の変更の実施状況	令和4年7月28日	令和4年8月1日	掘削除去及び埋戻し、土壌入換え	九州旅客鉄道(株)	有・無	—
	令和4年11月10日	令和5年5月10日	掘削除去、土壌入換え	九州旅客鉄道(株)	有・無	—
					有・無	